

表3-4-2-3 要監視項目及び指針値

【環境対策課】

| 項 目 | 指 針 値 | 項 目 | 指 針 値 |
|-------------------------------|--------------|--------------------------------|--------------|
| クロロホルム | 0.06 mg/L以下 | フェノバルブ(BPMC) ^(注2) | 0.03 mg/L以下 |
| トランス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04 mg/L以下 | イプロベンホス(IBP) | 0.008 mg/L以下 |
| 1,2-ジクロロプロパン | 0.06 mg/L以下 | クロルニトロフェン(CNP) ^(注1) | — |
| p-ジクロロベンゼン ^(注4) | 0.2 mg/L以下 | トルエン | 0.6 mg/L以下 |
| イソキサチオン | 0.008 mg/L以下 | キシレン | 0.4 mg/L以下 |
| ダイアジノン | 0.005 mg/L以下 | フタル酸ジエチルヘキシル | 0.06 mg/L以下 |
| フェントロチオン(MEP) | 0.003 mg/L以下 | ニッケル ^(注3) | — |
| イソプロチオラン | 0.04 mg/L以下 | 塩化ビニルモノマー | 0.002 mg/L以下 |
| オキシ銅(有機銅) | 0.04 mg/L以下 | ウラン | 0.002 mg/L以下 |
| クロロタロニル(TPN) ^(注2) | 0.05 mg/L以下 | モリブデン | 0.07 mg/L以下 |
| プロピザミド | 0.008 mg/L以下 | アンチモン ^(注4) | 0.02 mg/L以下 |
| E P N | 0.006 mg/L以下 | エピクロロヒドリン | 0.0004mg/L以下 |
| ジクロルボス (DDVP) ^(注2) | 0.008 mg/L以下 | 全マンガン | 0.2 mg/L以下 |

(注1) クロルニトロフェン(CPN)については、一日許容摂取量に基づいて0.005mg/L以下と設定されていたが、その後、胆のうがん発生との因果関係の有無が明らかとなるまでの間は、一日許容摂取量を設定しないことされたので、同期間中は指針値は設定しないこととされた。

(注2) クロロタロニル、ジクロルボス、フェノバルブについては、平成5年の指針値策定以降の知見を踏まえ指針値が変更された。(平成11年2月)

(注3) ニッケルについては、毒性評価が不確定であることから指針値が削除された。(平成11年2月)

(注4) p-ジクロロベンゼン及びアンチモンについては、新たな知見を踏まえ指針値が変更された。(平成16年3月)